

四日市市上下水道局告示第 3 号

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 月 1 日

四日市市上下水道事業管理者 山 本 勝 久

事前審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事前審査型条件付一般競争入札共通事項（平成 22 年四日市市上下水道局告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。以下、当該3保険を「社会保険等」という。）。なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認を行なうものとする。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p>	<p>1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項</p> <p>一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p>

2 入札参加資格の確認等

- (1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事の入札参加資格確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

この場合において、電子入札システムにより入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出しなければならない。

ア及びイ (略)

- (2) 入札参加資格の審査結果通知等

ア 電子入札においては、入札参加資格確認通知書を電子入札システムにより発行する。

イ 郵便入札においては、入札参加資格のない者については電話により通知する。参加資格のある者には連絡しない。

- (3)及び(4) (略)

5 入札方法

- (1) 電子入札においては、定められた期日までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札（電子入札システムを使用せず、書面により行う入札及び開札をい

2 入札参加資格の確認等

- (1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事の入札参加確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア及びイ (略)

- (2) 入札参加資格の審査結果通知等

入札参加資格のない者については、電話により通知する。参加資格の有る者には連絡しない。

- (3)及び(4) (略)

5 入札方法

う。以下同じ。）を認めるときはこの限りでない。

(2) 郵便入札においては、定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。

直接上下水道局管理部総務課に持参した入札書は受け付けない。

9 入札書に記載する事項

(1) 電子入札においては、入札書に入札額、くじ入力番号その他必要な事項を入力の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札を認めるときはこの限りでない。

(2) 郵便入札においては、四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第11条に規定する入札書に入札額、工事（業務）名、工事（業務）場所、及び入札（開札）日を工事の公告の記載に従い記入の上、指定された郵送方法により提出すること。

(3) （略）

(4) 郵便入札においては、入札書は、

定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。

直接上下水道局管理部総務課に持参した入札書は受け付けない。

9 入札書に記載する事項

(1) 四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第11条に規定する入札書に、工事（業務）名、工事（業務）場所、及び入札（開札）日を工事の公告の記載に従い記入の上、指定された郵送方法により提出すること。

(2) （略）

(3) 入札書は、指定した封筒若しくは

指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、封筒に入札（開札）日時、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。

1 0 入札に関する注意事項

- (1) （略）
- (2) 入札公告に示す入札書の提出期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を電子入札システム又は書面で上下水道局管理部総務課に提出すれば辞退することができる。
- (3) （略）

1 1 入札（開札）の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者は、入札（開札）に立ち会うことができる。

1 2 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第13条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1)から(4)まで （略）
- (5) 入札書の提出期限を過ぎて到着したものの

指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）日時、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。

1 0 入札に関する注意事項

- (1) （略）
- (2) 入札公告に示す入札書の郵送期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を書面で上下水道局管理部総務課に提出すれば辞退することができる。
- (3) （略）

1 1 入札（開札）の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から、入札立会人1者を選定し、該当者に電話により連絡する。

1 2 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第13条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1)から(4)まで （略）
- (5) 入札書の郵送到着期限を過ぎて到着したもの

(6) 同一の入札について、複数の入札書を提出したもの

(7) 郵便入札において、同一の入札について複数の封筒を提出したもの

(8) 郵便入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの

(9) 郵便入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの

(10) 工事費内訳書（委託業務の場合は業務委託内訳書）の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの

ア 工事費内訳書が添付（郵便入札においては同封）されていないもの

イからオまで （略）

(11)及び(12) （略）

(6) 同一の入札について、同一の封筒に複数の入札書を封入し提出したもの

(7) 同一の入札について、複数の封筒を提出したもの

(8) 郵便による入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの

(9) 郵便による入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの

(10) 工事費内訳書（委託業務の場合は業務委託内訳書）の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次のいずれかに該当するもの

ア 工事費内訳書が同封されていないもの

イからオまで （略）

(11)及び(12) （略）

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）